

武蔵野市市民農園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月5日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市市民農園条例の一部を改正する条例

武蔵野市市民農園条例（昭和56年4月武蔵野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前				改正後				説明
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）				項の削除
名称	位置	1区画 あたり の面積	使用 料（ 年 額）	名称	位置	1区画 あたり の面積	使用 料（ 年 額）	
緑町市民農園及び関前第2 市民農園（略）				緑町市民農園及び関前第2 市民農園（略）				項の削除
<u>御殿 山市 民農 園</u>	<u>武蔵 野市 御殿 山2 丁目 11番</u>	<u>9平方 メートル</u>	<u>6,000 円</u>					
北町市民農園から関前ふれ あい市民農園まで（略）				北町市民農園から関前ふれ あい市民農園まで（略）				項の削除
<u>御殿 山第 2市 民農 園</u>	<u>武蔵 野市 御殿 山2 丁目 12番</u>	<u>12平方 メートル</u>	<u>8,000 円</u>					
境南市民農園（略）				境南市民農園（略）				

付 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。

（提案理由）

御殿山市民農園及び御殿山第2市民農園の廃止に伴い、所要の改正をする

ものである。